

## 千葉県歯科医師会「8029」デザイン等使用取扱要領・様式

### (趣旨)

第1条 この要領は、千葉県歯科医師会（以下県歯）デザイン「8029」が、県歯の「8029運動」をPRするロゴマークとして活動するにあたり、「8029」のデザイン等の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) デザイン等 「8029」のイラスト、立体物又はこれらに準ずるもの
- (2) デザインガイドマニュアル デザイン等の利用方法等について県歯が定めたもの
- (3) 物品 デザイン等を使用した商品、景品、商品等のパッケージ及びこれらに準ずるもの

### (デザイン等使用料)

第3条 デザイン等を使用する際の料金（以下「デザイン等使用料」という。）は、無償とする。ただし、商品、景品、商品等のパッケージ、広告、サービス等、収益を上げることを目的として作成し、若しくは提供される物品又はサービスにデザイン等を使用する場合のデザイン等使用料は、有償とする。

### (無償使用の申込み)

第4条 デザイン等を無償でしようとする者は、「8029」デザイン等無償使用申込書（別記第1号様式）に記入の上、企画書及び申込者の概要がわかる書面を添えて県歯に提出し、その許諾を得るものとする。

2 県歯は、前項の規定による申込みについて、必要があると判断したときは、申込者に対し書類の修正や追加書類の提出を求めることができる。

### (使用の許諾)

第5条 県歯は、第4条第1項の規定による申込みの内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザイン等の使用を許諾するものとする。

- (1) 県歯の品位を傷つけるおそれ、若しくは正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (2) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。

- (4) デザイン等をデザインガイドマニュアルに従って使用しないおそれのあるとき。
- (5) 「8029」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (6) その他、県歯が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不相当と認めるとき。

- 2 県歯は、デザイン等の使用を許諾するときは、「8029」デザイン等使用許諾通知書（別記第3号様式）により、申込者に通知するものとする。
- 3 県歯は、前項の許諾に際し、条件を付することができる。
- 4 県歯は、使用を許諾しないときは、「8029」デザイン等使用不許諾通知（別記第4号様式）により、申込者に通知するものとする。

#### （許諾内容の変更の申込み）

第6条 デザイン等を使用するもの（以下「使用者」という。）は、許諾を受けたデザイン等の使用内容を変更しようとするときは、「8029」デザイン等使用内容変更申込書（別記第8号様式）を県歯に提出し、その許諾を得るものとする。

- 2 県歯は、デザイン等の使用内容の変更を許諾する場合には、「8029」デザイン等使用内容変更許諾通知書（別記第9号様式）により、申込者に通知するものとする。
- 3 県歯は、デザイン等の使用内容の変更を許諾しない場合には、「8029」デザイン等使用内容変更不許諾通知書（別記第10号様式）により、申込者に通知するものとする。

#### （使用禁止及び許諾の解除）

第7条 県歯は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。

- (1) 第5条第1項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 第5条第3項の条件に反したとき。
- (3) 第8条各号の遵守事項を遵守しないとき。

2 県歯は、次の各号に該当すると認めるときは、デザイン等の使用を禁止し又は使用の許諾を解除することができる。

- (1) 前項による申入れを行った後、是正される見込みがないと認めるとき。
- (2) 前項各号に該当すると認める場合で、緊急を要するとき。

3 県歯は、前項の規定により、使用を禁止し、又は許諾を解除するときは、「8029」デザイン使用禁止・使用許諾解除通知書（別記第11号様式）により、使用者に通知するものとする。

4 県歯は前項の規定による使用禁止又は使用許諾の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 デザイン等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された内容により使用すること。
- (2) 許諾を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインガイドマニュアルに従って使用すること。
- (4) 原則として物品には「千葉県歯科医師会 8029ロゴマーク」と標記を付すること。
- (5) 許諾に際して「このマークは商品の品質を保証するものではないと記すること」等の条件を付された場合それに従うこと。
- (6) 許諾にかかる物品の完成品は、速やかに県歯に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と県歯が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

(責任の制限)

第9条 使用者が、デザイン等の使用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、県歯は責任の一切を負わないものとする。